**資料８**

**契 約 書 見 本**

**（候補者と契約業者等）**

**（東温市長選挙用）**

※この契約書見本により契約してもかまいません。

※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。

※これらの電子データは、市ホームページに掲載しています。

|  |
| --- |
| 運 送 契 約 書 |
| （ハイヤー方式） |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車種及び登録番号**車　　種

　　　　　　　　　　　　登録番号

**３．台　　数** １台

**４．使用期間** 令和２年　　月　　日から令和２年　　月　　日まで（ 　　日間）

**５．契約金額**  　　　　　　　　　円

（内訳 １日 　　　　　円（消費税及び地方消費税を　　）× 　日間）

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

住所

氏名

乙 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 自動車賃貸借契約書 |
| （レンタル方式） |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車種及び**車　　種

　　　　　　　　登録番号

**３．台　　数**１台

**４．使用期間**令和２年月　　日から令和２年　　月　　日まで（ 日間）

**５．契約金額** 　　　　　　　円

（内訳 １日　　　　　円（消費税及び地方消費税を　　）×　　日間）

**６．使用上の義務等**

甲は、法令に従い本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

**７．請求及び支払**

　 この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

住所

氏名

乙 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 自動車燃料供給契約書 |
| （レンタル方式） |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

**１．供給期間**令和２年　　月　　日から令和２年　　月　　日まで

**２．供給場所**所在地

名　称

**３．供給を受ける自動車の登録番号**　

**４．金額**

　単価１リットル当たり　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

**５．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

住所

氏名

乙 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 自動車運転契約書 |
| （レンタル方式） |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

甲が使用する公職選挙法第１４２条の規定に定める選挙運動用自動車の運転について、

次のとおり契約を締結する。

**１．運転期間**令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

**２．契約金額**　　　　　　　円　（1日につき　　　　　　　円）

**３．運転する自動車の登録番号**

**４．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

住所

氏名

乙 住所

氏名

連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| ポスター作成契約書 |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

**１．品　　名**公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスター

**２．数　　量**　　　　　　枚

**３．契約金額**　　　　　　円（単価　　　円　　　銭(消費税及び地方消費税を　　)）

**４．納入期限**令和２年　　月　　日

**５．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

　 住所

氏名

乙 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| ビラ作成契約書  割印 |

　東温市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

**１．品　　名**公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラ

**２．数　　量**　　　　　　枚

**３．契約金額**　　　　　　円（単価　　円　　銭(消費税及び地方消費税を　　)）

**４．納入期限**令和２年　　月　　日

**５．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は東温市には請求できない。

契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和２年　　　月　　　日

甲 東温市長選挙候補者

　 住所

氏名

乙 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

≪参考資料≫

○公費負担契約の印紙税法適用について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選挙運動用自動車 | ハイヤー方式 | | 印紙税法別表第１  １－４運送に関する契約書  1万円以上10万円以下のもの 200円  10万円超50万円以下のもの 400円  50万円超100万円以下のもの 1,000円 |
| レンタル方式 | 自動車借入 | 物品の貸し借りは印紙税法の対象外 |
| 燃料供給 | 単価契約は3ヶ月以内は印紙税法の対象外 |
| 運転手雇用 | 雇用契約であれば印紙税法の対象外  ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第１　１－４運送に関する契約書」に該当する |
| ポスターの作成 | | | 印紙税法別表第１  ２　請負に関する契約書  1万円以上100万円以下のもの 　200円 |
| ビラの作成 | | | 印紙税法別表第１  ２　請負に関する契約書  1万円以上100万円以下のもの 　200円 |